介護保険住宅改修　Ｑ＆Ａ　泉佐野市版　追記 2026/10/1～

（６）その他

Ｑ１３　【支給限度基準のリセットについて①】
前回工事より要介護状態区分が３段階以上上昇したため支給限度基準のリセット(※)となった。その後介護認定更新した結果、工事着工時点ではリセットの条件を満たさなくなった場合、保険給付の対象となるか。

Ａ１３
支給限度基準のリセットが行われた場合、着工日時点の介護度が基準となるため、保険給付を受けることはできません。
※支給限度基準のリセット：介護保険による住宅改修の手引き P3 参照

Ｑ１４　【支給限度基準額のリセットについて②】
同一住所内の建物を取り壊し、新築した場合、支給限度基準額のリセットの対象となるか。

Ａ１４
支給限度基準額のリセットの対象外です。また、住宅改修費の支給を受けた後に他の家屋へ転居し、その後以前の住宅改修の支給を受けた家屋に戻った場合は、最初の家屋の支給限度基準額が適用されます。

Ｑ１５　【住宅改修理由書作成に係る請求時の必要書類】
住宅改修理由書作成に係る助成を受ける際、必要な書類は何があるか。

Ａ１５
住宅改修事前申請承認月の翌月末日までに、「住宅改修理由書作成にかかる請求書（様式第１号)」を提出してください。また、初めて助成を受ける場合は、「口座振替申出書」及び、各種資格者証の写し（担当の介護支援専門員がいない場合※）を併せて提出してください。
※介護保険による住宅改修の手引き P6 参照

Ｑ１６　【事後申請（受領委任払）の必要書類】
受領委任払を希望する場合、申請に必要な書類は何があるか。

Ａ１６
事後申請を行う際に、請求書（１０割分）及び、領収書（１割分）を併せて提出してください。また、受領委任払を希望する方につきましては、事前申請より前にあらかじめご相談ください。

Ｑ１７　【住宅改修理由書作成に係る請求について】
住宅改修理由書作成に係る助成について、担当ケアマネジャーが助成を受けることができるか。

Ａ１７

助成の対象ではありません。対象は、当該要介護者又は要支援者等に関し、住宅改修理由書を作成した月に係る居宅介護サービス計画費又は介護予防サービス計画費を支給していない場合に限ります。

※助成の詳細は、「泉佐野市住宅改修支援事業実施要綱」参照

Ｑ１８　【申請書の署名について】
申請書の被保険者氏名は、自署で記入する必要があるか。

Ａ１８

原則本人による自署が必要です。自署ができない場合は、氏名欄の下部の余白に、代筆者の氏名および本人との続柄を記載してください。なお、代筆者は、手続きを委任している事業者以外の方としてください。

Ｑ１９　【市営住宅、府営住宅の住宅改修について】
市営住宅や府営住宅の住宅改修を行う場合、承認が必要か。

Ａ１９

必要です。泉佐野市または大阪府に申請し、承認の通知（原本）を事前申請書類に添付してください。